

第 3 回検討会における主なご意見  
(事務局において集約したもの)

1 第 1 回検討会を踏まえた論点 (残り) について

(1) 業種や業務の特性に応じた取組について (論点 3 関係)

ア 事業者が遵守すべき事項について

- ・ 労働安全衛生法第 24 条に基づく措置の実施のため、転倒防止のための設備や装備等について整理し、分かり易く明示すべき。
- ・ 措置は、労働衛生の 3 管理 (作業環境管理・作業管理・健康管理) に則って整理する必要があるのではないか。

イ 取り組みやすい手法の提示について

- ・ 例えば腰痛予防のために腰をかがめる姿勢にならない物の配置等、基本的だが取組が進んでいない対策を取りまとめて周知すべき。
- ・ 周知のターゲットを意識し、小売業でいえば「55 歳～70 歳のパートタイマー」に分かりやすい平易な言葉や図で伝達を図るべき。
- ・ 特に小売業では営業を第一に考える実態があり、また、新たな取組には負担感がついて回ることから、何故事業者が安全衛生に取り組むべきなのかという大前提の説明を上手く行うことも必要。

ウ 重量物のパッケージの重さ、大きさの標準化等、川上の産業における取組について

- ・ 小売業の立場からの意見として、川上の製造業に、商品については労働者が人力で取り扱うことを前提とした荷姿にするようにしてもらうことを提案していけないか。
- ・ 「川上」として様々な産業が関わる中で、具体的な規制の方向性について検討するにはややデータが不足している。どのような商品等の流れにより腰痛が発生しているのか、まずは実態の調査が必要ではないか。
- ・ 腰痛の原因は必ずしも荷の重さのみに限られず、繰り返しの動作も挙げられる。
- ・ 仮に荷のパッケージへの重量表示の義務づけという方向で考えるのであれば、それによる腰痛災害やヒヤリハットの減少というエビデンスを示すべき (例えばその実証とあわせて、複数物の同時梱包時等の効率的な表示方法などについても探っていくことも考えられるのではないか。)

エ 新しい機器や技術・テクノロジーの活用について

- ・ 先進的な技術の追求の前に、まずは段差の解消や清掃などの基本的な措置を講じることも必要。その上で、滑りにくいグリストラップの蓋やデリカシューズの清掃用具など、既存の技術で開発が可能なものにもかかわらず第三次産業向けに開発が進んでいないものも含めて開発環境の整備・支援や普及を図るべき。
- ・ 事業場における導入のための支援策の拡充も必要。

## (2) 職場における対策の実施体制の強化について（論点4関係）

### ア 安全衛生委員会等について

- ・ まずはトップの意識改革が重要。
- ・ 現行の安全衛生委員会等の在り方を変える方向性には反対。現場の労働者の声をより反映しやすくするような補完的な取組について検討すべきではないか。
- ・ 一般に小規模事業場（店舗・施設）では労使での定期的な話し合いの場を設ける機会が少ない中、企業全体として安全衛生水準を向上させようという事業者を後押しするためには、企業等単位での安全衛生委員会等を実施するための運用やルールの変更について積極的に検討すべきではないか。
- ・ 企業全体で（任意で）行っている安全衛生に関する調査審議について、（法定の）事業場（店舗）ごとの委員会において調査審議をしたものとして認められる仕組みがあった方が、より実効的な取組に繋がると感じている。
- ・ 大規模商業施設における管理者を通じた店舗（入居者）における労働者の安全衛生の確保の取組も必要。

### イ 自治体の取組との連携について

- ・ 健康増進事業の取組状況は自治体により差があるため、まずは可能な範囲での「コラボ」程度からスタートするのが良いのではないか。

## 2 これまでの議論を踏まえた中間整理案（第1回検討会を踏まえた論点（残り）に係るもの以外）について

### （エビデンスに基づいた対策の推進）

- ・ 災害の具体的な原因、背景・要因を推定するために必要な情報の内容について労働安全衛生総合研究所において検討しているところ。
- ・ 転倒については滑って転倒したのか躓いて転倒したのか自分で区別がついていない労働者も多く、情報の収集に当たり工夫が必要。
- ・ デジタル化に当たっては、入力のしやすさについても考える必要がある。

### （安全衛生教育の在り方、関係者の意識改革）

- ・ 今年度、「健康経営」の調査項目に初めて転倒予防という言葉が入る見込み。今後、企業における具体的な取組のメニューが定まってくれば、転倒予防対策をより大きな評価項目として位置づけていくこともできるのではないか。また、今年度の調査で現時点での取組状況が分かるので、それも踏まえて小売業や介護施設での取組促進も含めた今後の進め方を検討しうる。
- ・ 安全衛生の取組による「経営上のメリット」の訴求については否定しないが、そもそも労働者の安全衛生の確保は事業者の責務であることは忘れないでほしい。
- ・ 「経営上のメリット」として、例えば安全衛生教育を始めとした安全衛生確保の取組が離職率を下げるという訴求の仕方があり得る。
- ・ 小売や介護の業界においては、主婦等これまでに安全衛生教育を受ける機会が少なく労働安全衛生に関する感覚が培われていない者の新規入職が多いという現状も踏

まえた教育の在り方についても検討が必要。

- ・ 教育は一般的事項に加え、個々の事業場の状況に応じた個別具体的事項について組み合わせて実施することが必要。実技教育も有効ではないか。
- ・ 安全靴等を事業者の負担により支給すべきであるという当然のことについても、第三次産業においては改めて周知が必要。

(労働者の健康づくり等)

- ・ 必ずしも企業が(強制的に)労働者に運動をさせるのではなく、個人の健康づくりを後押しするアプローチとするのが適当ではないか。事業者がスクリーニングすると、不利益取り扱い防止との両立が難しいのではないか。
- ・ 「リスクの「見える化」」等については、エビデンスに基づき、効果があるもののみを導入すべきである。
- ・ 労働者の身体的健康状況について継続的に把握できるようにしていくことも一案ではないか。

(その他)

- ・ 労働基準監督署は、監督指導だけでなく育成・支援を図る存在であるべきである。